

# 第 1 2 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和元年 2 月 1 3 日 (木)

午後 1 時

と ころ 第 1 委 員 会 室

## 付 議 事 項

### 1 令和 2 年 第 1 回 (3 月) 定 例 会 に 関 す る 事 項 に つ い て . . . **資 料 1**

#### (1) 会 期 案 に つ い て

2 月 1 9 日 (水) から 3 月 2 5 日 (水) ま だ の 3 6 日 間

#### (2) 所 管 事 務 調 査 報 告 に つ い て

産 業 建 設 常 任 委 員 会 か ら の 所 管 事 務 調 査 報 告 を 初 日 の 2 月 1 9 日 に 行 う。

#### (3) 宇 部 ・ 山 陽 小 野 田 消 防 組 合 議 会 の 報 告 に つ い て

申 し 合 わ せ 事 項 4 4 に よ り 行 う。

#### (4) 人 事 案 件 に つ い て

申 し 合 わ せ 事 項 6 2 に よ り 行 う。

#### (5) 代 表 質 問 に つ い て . . . **資 料 2**

#### (6) 議 事 日 程 案 に つ い て . . . **資 料 3**

#### (7) 山 陽 小 野 田 市 議 会 委 員 会 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て . . . **資 料 4**

#### (8) 陳 情 ・ 要 望 書 の 取 扱 い に つ い て . . . **資 料 5**

- ・ 建 設 産 業 に 働 き や す い 環 境 づ く り を 求 め る 要 請 書
- ・ 住 宅 リ フォ ー ム 助 成 制 度 の 継 続 を 求 め る 要 請 書
- ・ 杉 本 保 喜 議 員 の 政 治 倫 理 規 定 違 反 事 件 に 関 わ る 陳 情 書

### 2 地 方 自 治 法 第 1 8 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 市 長 専 決 処 分 事 項 に つ い て

### 3 そ の 他

#### (1) 全 員 協 議 会 の 開 催 日

- ・ 2 月 1 9 日 (水) 午 前 9 時 1 5 分 議 運 決 定 事 項

#### (2) 議 会 運 営 委 員 会 の 開 催 日

- ・ 2 月 2 0 日 (木) 午 後 1 時

## 令和 2 年第 1 回（3 月）定例会議案名

## 1 市長提出議案（50 件）

令和元年度関係（17 件）

## ○民生福祉常任委員会所管（4 件）

- (1) 議案第 3 号 令和元年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算  
（第 3 回）について（国保）
- (2) 議案第 4 号 令和元年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 4  
回）について（高齢）
- (3) 議案第 5 号 令和元年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第 3 回）について（国保）
- (4) 議案第 7 号 令和元年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 2 回）  
について（病院）

## ○産業建設常任委員会所管（5 件）

- (1) 議案第 2 号 令和元年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第  
2 回）について（都市）
- (2) 議案第 6 号 令和元年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正  
予算（第 5 回）について（公営）
- (3) 議案第 8 号 令和元年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第 1 回）  
について（水道）
- (4) 議案第 9 号 令和元年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第  
1 回）について（水道）
- (5) 議案第 10 号 令和元年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第 3  
回）について（下水）

## ○一般会計予算決算常任委員会所管（2 件）

- (1) 承認第 1 号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 6 回）につ  
いて（財政）
- (2) 議案第 1 号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 7 回）につ  
いて（財政）

○人事案件

・同意（2件）

(1) 同意第1号 山陽小野田市教育委員会の教育長の任命について（人事）

(2) 同意第2号 山陽小野田市教育委員会の委員の任命について（人事）

・諮問（4件）

(1) 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について（人事）

(2) 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について（人事）

(3) 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について（人事）

(4) 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について（人事）

令和2年度関係（33件）

○総務文教常任委員会所管（8件）

(1) 議案第22号 山陽小野田市公平委員会設置条例を廃止する条例の制定  
について（人事）

(2) 議案第23号 山陽小野田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定  
について（人事）

(3) 議案第24号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定  
について（人事）

(4) 議案第25号 山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関  
する条例の一部を改正する条例の制定について（消防）

(5) 議案第39号 山陽小野田市立小・中学校条例の一部を改正する条例の  
制定について（教育総務）

(6) 議案第40号 山陽小野田市立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例の  
制定について（教育総務）

(7) 議案第41号 山陽小野田市公民館条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて（社会教育）

(8) 議案第42号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の  
変更について（総務）

○民生福祉常任委員会所管（14件）

- (1) 議案第13号 令和2年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について (国保)
- (2) 議案第14号 令和2年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について (高齢)
- (3) 議案第15号 令和2年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について (国保)
- (4) 議案第18号 令和2年度山陽小野田市病院事業会計予算について (病院)
- (5) 議案第26号 山陽小野田市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について (埴生支所)
- (6) 議案第27号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- (7) 議案第28号 山陽小野田市地域福祉基金条例を廃止する条例の制定について (高齢)
- (8) 議案第29号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (9) 議案第30号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (10) 議案第31号 山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (11) 議案第32号 山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (12) 議案第33号 山陽小野田市児童発達支援事業所条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (13) 議案第34号 山陽小野田市次世代育成支援対策推進協議会条例を廃止する条例の制定について (子育て)

- (14) 議案第35号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (国保)

○産業建設常任委員会所管 (9件)

- (1) 議案第12号 令和2年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について (都市)
- (2) 議案第16号 令和2年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計予算について (農林)
- (3) 議案第17号 令和2年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について (公営)
- (4) 議案第19号 令和2年度山陽小野田市水道事業会計予算について (水道)
- (5) 議案第20号 令和2年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について (水道)
- (6) 議案第21号 令和2年度山陽小野田市下水道事業会計予算について (下水)
- (7) 議案第36号 山陽小野田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について (農林)
- (8) 議案第37号 山陽小野田市地方卸売市場条例の制定について (農林)
- (9) 議案第38号 山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について (都計)

○一般会計予算決算常任委員会所管 (1件)

- (1) 議案第11号 令和2年度山陽小野田市一般会計予算について (財政)

○山口東京理科大学調査特別委員会所管 (1件)

- (1) 議案第43号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の変更について (大学)

## 代表質問の実施について

### 1 代表質問とは

代表質問は、会派の政策を明らかにし、その見地から執行機関の所信、見解を求めるものである。

代表質問の内容については、会派内で事前に政策論争を十分行い、その結論を発言すべきであり、これによりその会派の政策を知ることができる。発言する議員に一任する方法では個人質問と同じで、代表質問とはいえない。

代表質問をすることにより会派内の政策論議が活発になる。

代表質問は、市の基本的な事項を対象とし、詳細な事項は他の議員の一般質問や委員会での審査に任せ、また、重複しないようにする必要がある。

### 2 実施内容

#### (1) 実施時期

- \* 3月定例会のみ

#### (2) 質問内容 施政方針について

- \* 通告は「1、令和2年度施政方針について」とする。
- \* 施政方針に記載している事項と関連のないものは通告しない。

#### (3) 質問者 会派のうちから1人（現状では最高5人）

- \* 最初の一括質問のみ登壇する。
- \* 冒頭に会派名、会派所属議員、会派理念等について述べる。

#### (4) 質問時間 1人当たり60分以内（1人終了するたびに休憩を挟む）

#### (5) 質問方式 一括質問方式

#### (6) 答弁者

- \*最初に総括的な答弁を市長が行い、その後、必要に応じて詳細部分について担当参与から答弁する。

#### (7) その他

- ・ 会派を構成していても代表質問をしないこともできる。
- ・ 質問が重複しないように出来る限り調整する。
- ・ 通告書の提出は、下記のとおり実施する。

2月20日（木）	午後0時まで	代表質問通告書の提出、抽選
2月21日（金）	午後0時まで	代表質問趣旨書の提出
〃	午後1時から	質問者による調整
〃	午後2時から	聞き取り（午後5時まで）

## 令和 2 年第 1 回（3 月）定例会議事日程

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
2	19	水	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告（事務報告）</li> <li>・常任委員会の所管事務調査報告</li> <li>・宇部・山陽小野田消防組合議会の報告</li> <li>・同意 2 件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</li> <li>・諮問 4 件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</li> <li>・令和元年度関係議案 11 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託</li> <li>・令和 2 年度施政方針及び令和 2 年度関係議案 33 件を一括上程、提案理由の説明</li> </ul>
2	20	木		休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問通告締切（正午まで）</li> <li>・代表質問通告締切（正午まで）</li> </ul>
			午後 1 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営委員会</li> </ul>
2	21	金		休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問聞取（正午まで）</li> <li>・代表質問趣旨書締切（正午まで）</li> </ul>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表質問聞取（午後 5 時まで）</li> </ul>
2	22	土		休 会	
2	23	日		休 会	・天皇誕生日
2	24	月		休 会	・振替休日
2	25	火	午前 10 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会</li> <li>・民生福祉常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会</li> </ul>
2	26	水	午前 10 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計予算決算常任委員会理科大分科会</li> </ul>

2	27	木	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業建設常任委員会</li> <li>一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会</li> </ul>
2	28	金		委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>予備日</li> </ul>
2	29	土		休 会	
3	1	日		休 会	
3	2	月	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表質問（人）</li> </ul>
3	3	火	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般質問（人）</li> </ul>
3	4	水	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般質問（人）</li> </ul>
3	5	木	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般質問（人）</li> </ul>
3	6	金	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般質問（人）</li> </ul>
3	7	土		休 会	
3	8	日		休 会	
3	9	月	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計予算決算常任委員会（現年度）</li> </ul>
3	10	火	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>付託案件（令和元年度関係）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決</li> <li>令和2年度関係議案に対する質疑及び委員会付託</li> </ul>
			本会議終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計予算決算常任委員会（新年度）</li> </ul>
			委員会終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口東京理科大学調査特別委員会</li> <li>一般会計予算決算常任委員会理科大分科会</li> </ul>
3	11	水	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務文教常任委員会</li> <li>一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会</li> <li>民生福祉常任委員会</li> <li>一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会</li> </ul>



3	12	木	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務文教常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会</li> <li>・産業建設常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会</li> </ul>
3	13	金	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生福祉常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会</li> <li>・産業建設常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会</li> </ul>
3	14	土		休 会	
3	15	日		休 会	
3	16	月		委員会	・予備日
3	17	火		委員会	・予備日
3	18	水		休 会	
3	19	木	午後1時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
3	20	金		休 会	・春分の日
3	21	土		休 会	
3	22	日		休 会	
3	23	月		休 会	・議事整理日
3	24	火		休 会	・議事整理日
3	25	水	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決</li> <li>・閉会中の調査事項について</li> </ul>

## 議員提出議案第 1 号

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	矢 田 松 夫
賛成者	山陽小野田市議会議員	笹 木 慶 之
	〃	山陽小野田市議会議員 長谷川 知 司
	〃	山陽小野田市議会議員 伊 場 勇
	〃	山陽小野田市議会議員 奥 良 秀
	〃	山陽小野田市議会議員 河 野 朋 子
	〃	山陽小野田市議会議員 高 松 秀 樹

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市議会委員会条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 2 0 9 号）の  
一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中 「企画部の所管に属する事項」 を「企画部の  
地域振興部の所管に属する事項」

所管に属する事項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山陽小野田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の山陽小野田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任

委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会の委員の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会において継続審査中の事件については、改正後の条例の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会に付議されたものとみなす。

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p><u>企画部の所管に属する事項</u></p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p>大学推進室の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p><u>企画部の所管に属する事項</u></p> <p><u>地域振興部の所管に属する事項</u></p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p>大学推進室の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

(提案理由)

議員提出議案第1号は、山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の内容は、山陽小野田市組織条例が改正されたことに伴い、常任委員会の所管に属する事項を改めるものであります。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

令和元年（2月）17日

山陽小野田市議会議長 小野 泰 様

## 建設産業に働きやすい環境づくりを求める要請書

山口県建設労働組合（建設山口）

執行委員長 吉村 修

小野田支部長 青木 保



日頃より当組合に対するご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

安全な国土の維持形成や良好な生活環境を支える建設産業において、将来にわたる技能労働者の確保育成が重要な課題となっています。そのために、建設業の担い手確保対策等を盛り込んだ公共工事事業法・建設業法・入契法の担い手3法改正、7年連続しての設計労務単価の引き上げや社会保険加入推進など、技能労働者の処遇改善にむけた国と業界をあげての取り組みが進められています。

しかし、技能労働者の賃金や社会保険加入の状況は若干の改善は見られるものの、依然として他産業との差は埋まらず、若年者が未来を託す産業となり得ていない実態にあります。建設業就業者の29歳以下の割合は若干改善されたものの55歳以上の割合は34.8%と高く、建設業を支えてきた高齢者層の「大量離職」が現実のものとなり、取り組みは急務です。

地域建設業の再生と未来のために、私たちは若者の入職促進、技術・技能の継承の取り組みを進めており、とりわけ技能労働者への適正な賃金確保と労働環境の改善をめざして、以下の項目について早急に実現されるよう要請いたします。

## 記

1. 公共工事設計労務単価が引き上げられたことに対応し、すべての建設労働者の賃金と下請事業者の法定福利費を含む必要な諸経費を含む契約単価が引き上がるよう、施策をいっそう推進してください。
2. 「担い手3法」の具体化を進めてください。市発注工事における公正な元下関係、適正な労働環境、法定福利費を適切に含んだ単価と賃金の支払いを確保してください。
3. 社会保険加入推進にあたっては、「健保適用除外」制度と建設国保組合を活用した厚生年金加入に留意してください。また、元請事業所に対し、誤った認識で加入義務のない社会保険の加入を求める事例が増加していますので、発注者として誤った指導が行われないよう、元請事業所を指導してください。
4. 市発注の工事における建設労働者の賃金実態や就労環境を把握してください。
5. 公契約条例を制定し、工事契約を介して受注関係者に一定額以上の賃金の支払いと適正な労働条件等の確保を求めてください。
6. 適正な工期設定を推進し、週休二日の導入に必要な経費を適確に計上し、公共工事における働き方改革を進めてください。



令和元年12月17日

山陽小野田市議会議長 小野 泰 様

要請者 山口市維新公園2丁目1-10

山口県建設労働組合（建設山陽）

執行委員長 吉村 修

小野田支部長 青木 保

## 住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書

地域経済の慢性的低迷に回復の兆しが見えない今日、地域経済の活性化は喫緊の課題といえます。このような状況の下、地域産業全体の活性化に即効性を持ち、地域循環型の経済効果として大きな効力を発揮する「住宅リフォーム助成制度」が全国の自治体で大きく広がりつつあります。

建設産業は雇用創出効果も高く、また、建築・修繕などの工事に伴い家具・備品の購入にもつながるなど、他産業を含めて裾野の広い経済効果が見込める分野です。特に、地元の建設業者を活用することで、その効果は直接的に地域経済につながってきます。

また、住宅リフォームの推進は、地域経済の活性化に大きくつながるだけでなく、既存住宅の耐震性・耐久性の向上につながり、市民の安全・安心な生活を営む上で、住環境の質の向上も図ることにもつながります。更に、省エネ・省CO2対策としての効果も期待できます。

貴市におかれましては、平成21年度から継続して制度を創設頂き、地域住民の住宅の質の向上につながるとともに、地元建設業者を活用することで地域経済にも大きな効力を発揮したものと思われまます。

つきましては、今後も市民の住環境の質の向上と地域経済を活性化させるため、下記の項目について実現されますよう、要請いたします。

### 記

- 令和2年度以降も地元の建設業者を活用した「住宅リフォーム助成制度」を継続してください。



# 令和元年度 県下自治体要請行動

## 資料

### (1) 住宅リフォーム助成制度 関係

○山口県内年度別実施状況 (P 1)

○令和元年度 自治体別実施状況 (P 2)

### (2) 地域建設産業の再生に係る要請 関係

○公契約条例関係・・・・・・・・・・・・・・・・(P 3)

○H30 年度賃金調査・・・・・・・・・・・・(P 4～P 5)

○H26～R 元年度賃金調査(公共工事関係)(P 6～P 7)

○週休 2 日工事拡大に向けた取り組み (P 8～P 9)

### ◆賃金及び社会保険未加入対策関係チラシ3種類

#### 賃金関係

○建設山口作成 「賃金 UP めざそう(平成31年3月版)」

●全建総連作成 「2019年度 賃金宣伝行動」

#### 社会保険未加入対策関係

○建設山口作成 「組合事務所へ相談を」

建設山口



# 令和元年度 山口県内の住宅リフォーム助成制度一覧

■創設自治体 7市1町

■令和元年度予算総額(2億4,150万円)

(9月本部把握分)

	市 町	募 集 期 間 (助成額)	予 算 額	担当課連絡先
1	長門市	4月1日～予算の範囲内 ※今年度は断熱リフォーム工事に限定 (工事費の20%、上限は50万円)	(地域商品券) 950万円	長門市建設部建築住宅課 Tel.0837-23-1149
2	山口市	8月1日～10月31日まで※予算の範囲内 ※10月1日以降に着工する工事に限る ※次世代住宅ポイントに該当する工事を除く (工事費の10%上限は20万円、子育て世帯は20%上限40万円)	(地域商品券) 1億5,000万円	山口市ふるさと産業課 Tel.083-934-2719
3	防府市	5月中旬から申請受付開始 (工事費の10%、上限は10万円)	(地域商品券) 5,500万円	防府市商工振興課商工振興係 Tel.0835-25-2147
4	光市	エコライフ補助金 4月15日～ 予算範囲内 ※太陽光発電は除く	600万円	光市環境政策課環境政策係 Tel.0833-72-1465
5	美祢市	6月末～予算範囲内 ※5月末の議会で決定予定 (工事費の10%、上限は10万円)	(地域商品券 及び農産品等) 200万円	美祢市建設経済部商工労働課 Tel.0837-52-5224
6	山陽小野田市	5月4日～予算の範囲内 (工事費の10%、上限は7万円)	1,000万円	山陽小野田市建築住宅課 Tel.0836-82-1166
7	萩市	4月1日～9月30日まで (工事費の10%上限は10万円、子育て世帯・三世同居近居はそれぞれ10%加算で加算上限額20万円、空き家リフォームは10%加算で加算上限20万円) (萩地域木材を10㎡以上使用する場合、その部分の費用に対して10%加算上限5万円) ※複数該当の場合、上限30万円	800万円	萩市建築課建築係 Tel.0838-25-3673
8	阿武町	4月1日～予算の範囲内 (工事費の10%上限は10万円)	100万円	阿武町施設課 Tel.08388-2-3112

※光市のエコライフ補助金制度もリフォーム助成制度として掲載。

※・山口市は前年度助成金利用者でも利用可。

・防府市は、前年度に同制度を利用していないことが条件。

・山陽小野田市は、1年の間を空ければ再び利用可。

・光市は同じ製品でなければ前年度助成金利用者でも利用可。

・長門市は申請後、5年度経過後は再び申請可能。

(過去の申請が、一般リフォームの申請のみの場合は申請可)

・美祢市、阿武町は年度に関係なく1軒の住宅につき1度限りの利用。

～ 参 考 ～

平成27年度	・・・ 県下全体予算総額	3億5百万円
平成28年度	・・・ 県下全体予算総額	1億8千3百万円
平成29年度	・・・ 県下全体予算総額	2億7千8百万円
平成30年度	・・・ 県下全体予算総額	2億7千3百万円

# 山口県内「住宅リフォーム助成制度」年度別状況

## (1) 令和元年度 創設自治体・・・7市1町(9月現在)

○山陽小野田市    ○美祢市    ○山口市    ○長門市  
○防府市    ○萩市    ○阿武町    ●光市

## (2) 年度別創設状況・・・下記のとおり

△・・・請願採択    ▲・・・陳情採択    ●・・・別制度

自治体	担当支部	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
下関市	下関										
	豊浦				○	○	—	—	—	—	—
宇部市	宇部	○	○	○	○	—	—	—	○	○	—
山陽小野田市	小野田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美祢市	美祢			○	○	○	○	○	○	○	○
山口市	山口										
	吉南		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	阿東										
萩市	萩		3年計画 ○	○	○	—	—	—	—	○	○
	阿武		→								
	見島										
長門市	長門		2年計画 ○	○	○	○	○	○	○	○	○
防府市	防府	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
周南市	徳山		H24.2 ○	○	—	—	○	—	—	—	—
下松市	下松	△	○	○	—	—	—	—	—	—	—
光市	光		△	●	●	●	●	●	●	●	●
柳井市	柳井			○	○	○	—	—	—	—	—
岩国市	岩国			○	○	—	—	—	—	—	—
阿武町	阿武			○	○	○	○	○	○	○	○
田布施町	熊毛南	▲									
上関町	柳井										
平生町	熊毛南	▲	○	○	○	—	—	—	—	—	—
周防大島町	柳井		→			○	○	○	—	—	—
			3年計画 ○	○	○						
和木町	岩国										
制度創設自治体数		2市	8市 2町	12市 2町	10市 3町	8市 2町	7市 1町	6市 1町	7市 1町	8市 1町	7市 1町

\*光市●は、平成24年度からエコライフ補助金制度(複層ガラス・二重サッシ等へ補助)

# 公契約条例等における職種別最低賃金（最低報酬額）

類型	都道府県	自治体名	2015 国調人口 <small>(県条例がある場合は 市人口は除く合計)</small>	条例名	工事(2019年度)			業務委託 指定管理 (2019年度)
					設計労務単価	×比率	熟練者以外	
賃金条項が盛り込まれた条例	埼玉県	草加市	247,076	草加市公契約基本条例	埼玉県*	90%	-	940円
	埼玉県	越谷市	337,562	越谷市公契約条例	埼玉県	90%	1,314円	960円
	千葉県	野田市	153,609	野田市公契約条例	千葉県	85%		948~1620円
	千葉県	我孫子市	131,653	我孫子市公契約条例	千葉県*	80%	973円	898円
	東京都	千代田区	58,344	千代田区公契約条例	東京都	87%		1077~1762円
	東京都	目黒区	277,622	目黒区公契約条例	東京都	90%	1,322円	1,040円
	東京都	世田谷区	900,391	世田谷区公契約条例	東京都	85%	1,321円	1,070円
	東京都	渋谷区	224,815	渋谷区公契約条例	東京都	90%	1,019円	1,019円
	東京都	足立区	671,108	足立区公契約条例	東京都	90%	1,257円	1,030円
	東京都	日野市	186,283	日野市公契約条例	東京都	85%		-
	東京都	国分寺市	122,701	国分寺市公共調達条例	東京都	90%		1005~1016円
	東京都	多摩市	146,627	多摩市公契約条例	東京都*	90%	1,045円	1018~1300円
	神奈川県	川崎市	1,475,300	川崎市契約条例	神奈川県	91%		1,025円
	神奈川県	相模原市	720,914	相模原市公契約条例	神奈川県	90%	1,029円	1,029円
	神奈川県	厚木市	225,503	厚木市公契約条例	神奈川県	90%	1,016円	1,016円
	愛知県	豊橋市	374,483	豊橋市公契約条例	愛知県	77%	974円	913円
	愛知県	豊川市	182,436	豊川市公契約条例	愛知県	75%	910円	910円
	兵庫県	三木市	77,310	三木市公契約条例	兵庫県	90%	910円	910円
	兵庫県	加西市	44,352	加西市公契約条例	兵庫県	90%	890円	890円
	兵庫県	加東市	40,332	加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例	兵庫県	90%	890円	890円
	高知県	高知市	337,360	高知市公共調達基本条例	高知県*	80%		819円
	福岡県	直方市	57,180	直方市公契約条例	福岡県	80%		877円
8都県		22	6,992,961		(*は2018年度単価の適用)			

2019/9/9

### ◆平成30年・賃金アンケート回収状況

	①事業主	②一人親方	③常用・手問 請で働く人	計	回収率%	H30.3月 末 組合員数
阿 東	8	24	16	48	68.6%	70
岩 国	281	497	681	1,459	83.5%	1,748
宇 部	291	666	428	1,385	83.5%	1,659
小野田	104	238	178	520	90.9%	572
吉 南	157	362	341	860	85.4%	1,007
下 松	226	342	496	1,064	92.9%	1,145
熊毛南	9	16	7	32	12.5%	255
下 関	197	606	244	1,047	85.4%	1,226
徳 山	133	340	269	742	97.4%	762
豊 浦	35	74	60	169	94.9%	178
長 門	38	78	42	158	86.3%	183
萩	35	78	48	161	79.3%	203
光	28	67	38	133	55.0%	242
防 府	138	302	241	681	71.5%	952
美 祢	30	80	52	162	94.2%	172
山 口	185	336	351	872	80.1%	1,089
柳 井	64	144	116	324	73.5%	441
計	1,959	4,250	3,608	9,817	82.5%	11,904

### ◆調査結果について（概況）

◎アンケートの回収枚数は、左表のとおり9,817枚でした。回収率は昨年と比べ0.7%減の82.5%となりましたが、過去最高の回収枚数となりました。平成30年の賃金実態(全職種平均)は、事業主の支払い賃金が昨年より115円増の13,803円、一人親方の受取賃金が240円増の15,933円、常用・手問請で働く人の受取賃金が90円増の12,564円となりました。また、一人親方と常用・手問請の人の受取賃金の平均日額(全職種)は14,604円。昨年と比較すると122円増となりました。

◎賃上げの有無では、常用・手問請の人については上がったと答えた方が645人、下がったが46人となっています。一人親方については、上がった(上げた)と答えた方が147人、変わらない3,633人、下がった(下げた)234人、また、事業主については、上がった(上げた)540人、変わらない1,244人、下がった(下げた)が7人となりました。

◎年収(ボーナス・手当等を含めた総額)の全職種平均額は、一人親方が421万円(昨年412万円)、常用・手問請で働く人が359万円(昨年354万円)という結果になりました。

◎見積書の中に法定福利費を請求している事業主は21%となり、一人親方は健康保険料・国民年金保険料等にかかる経費を請求している方は23%となっています。しかし、公共工事設計労務単価が6年連続引き上がっているものの、公共工事に携わった方を対象にした調査の結果では上がったが199人(9%)で、変わらずが1,995人(88%)、下がったも74人(3%)となり、現場まで行き渡っていない状況が続いています。

◎土曜日は常用・手問請の人をみると、月1回以上土曜日が休日になっている人は、全体の半数の51%です。また、建設業退職金共済制度については、事業主127人、一人親方478人、常用・手問請で働く人585人もの人が「建設業退職金共済制度(建退共)を知らない」と答えています。引き続き制度の周知をはかる必要があります。

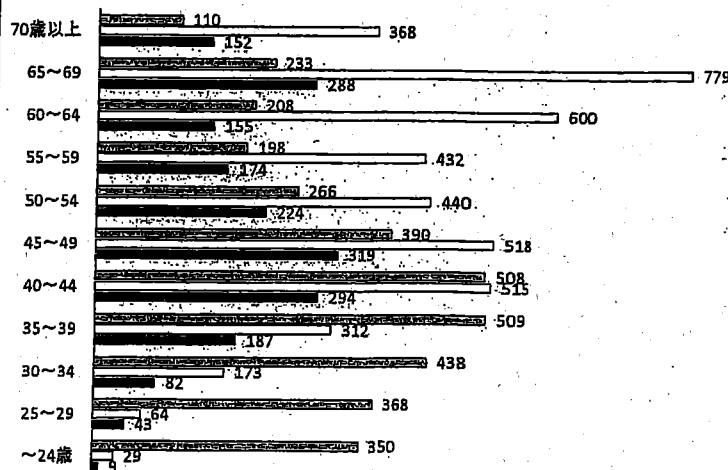
### ◆H30 賃金アンケート集約数の内訳

(単位/人)

集約数合計	大工職集約数				各職集約数				職種未記入者数			
	事業主	一人親方	常用・手問 請で働く人	計	事業主	一人親方	常用・手問 請で働く人	計	事業主	一人親方	常用・手問 請で働く人	計
9,817	234	1,099	319	1,652	1,390	2,520	2,698	6,608	335	631	591	1,557

### 年齢別アンケート集約数の内訳

■常用・手問請けで働く人 □一人親方 ■事業主

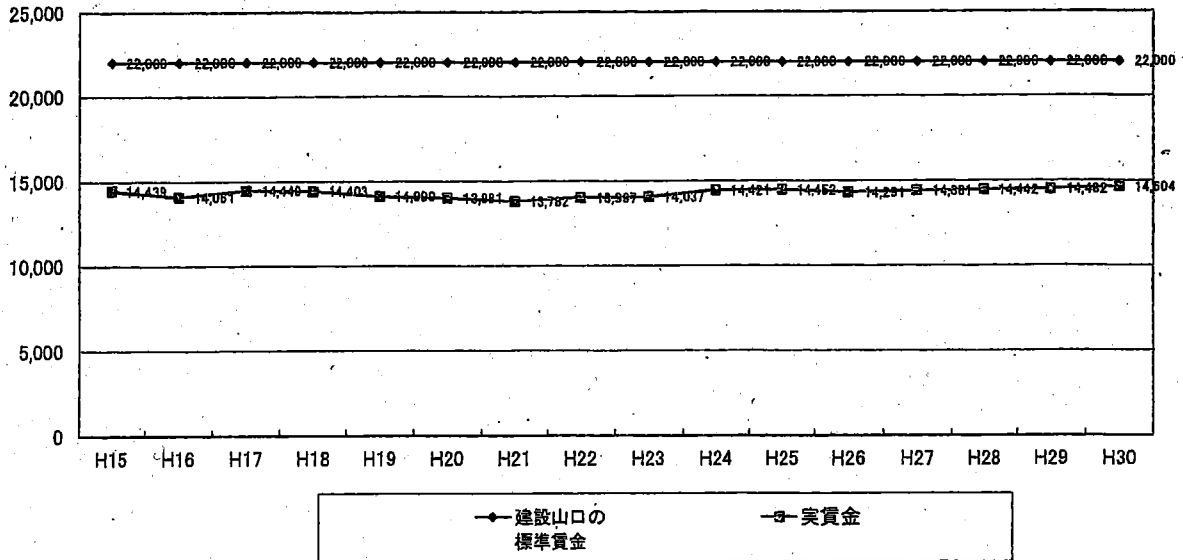


# ◆「建設山口の標準（目標）賃金」と「実賃金」の推移と比較

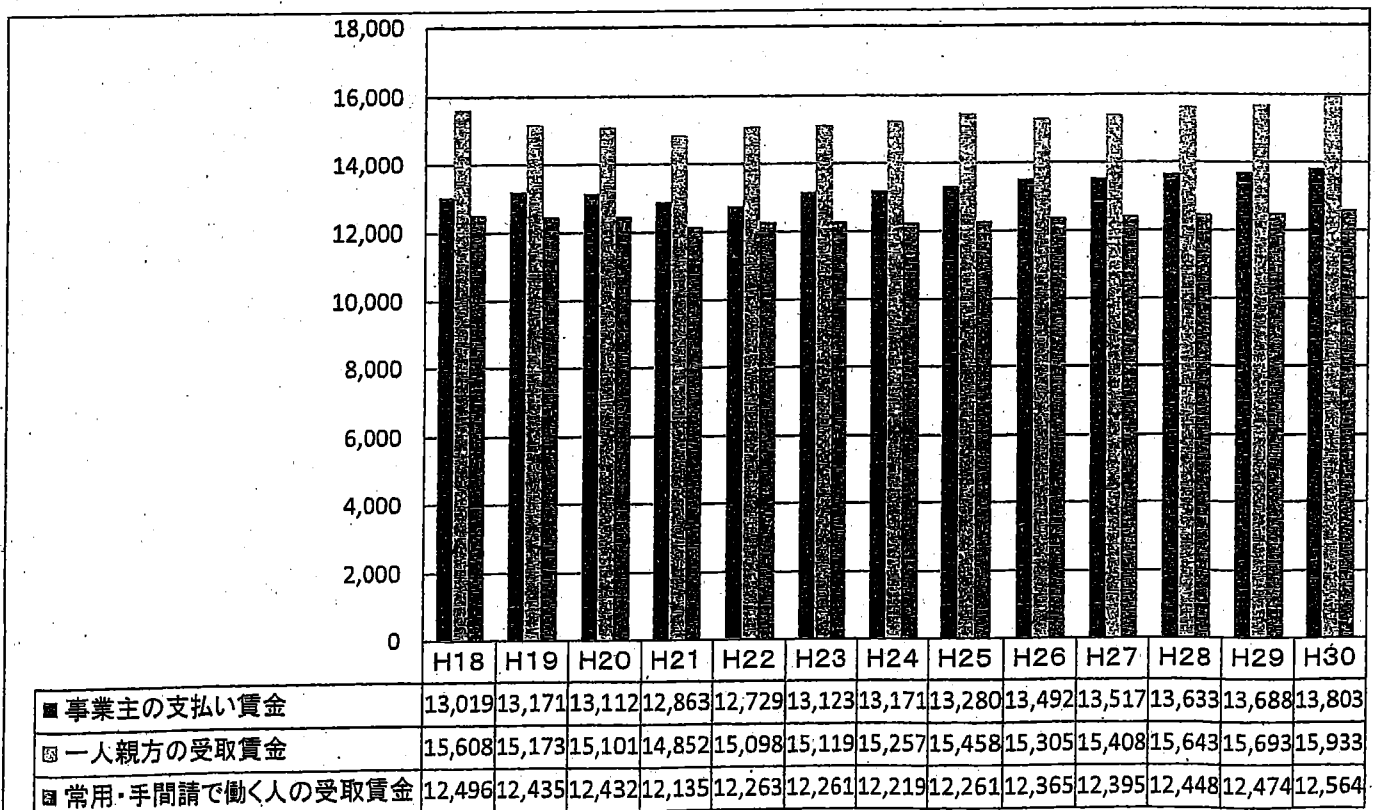
単位/円

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
建設山口の標準賃金	24,000	24,000	24,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
実賃金	14,742	14,445	14,647	14,439	14,061	14,449	14,403	14,090	13,981	13,782	13,997	14,037	14,421	14,452	14,291	14,381	14,442	14,482	14,604

※実賃金はアンケート調査の一人親方と常用・手間請の人の受取賃金の平均(全職種)



# ◆賃金実態（全職種平均）



# 平成 26～令和元年度 賃金アンケート

## 公共工事 賃金調査(建設山口)

◆公共工事設計労務単価が引き上がって現場へ反映されているか◆

### 1. 公共工事(下請を含む)をしましたか?

		回収枚数	はい	割合
① 事業主	H26	1,727	539	31.2%
	H27	1,748	565	32.3%
	H28	1,846	546	29.6%
	H29	1,898	577	30.4%
	H30	1,961	568	29.0%
	R元	1,922	555	28.9%
② 一人親方	H26	4,045	714	17.7%
	H27	4,099	777	19.0%
	H28	4,215	820	19.5%
	H29	4,315	821	19.0%
	H30	4,251	775	18.2%
	R元	4,308	795	18.5%
③ 常用・手間請で働く人	H26	3,176	907	28.6%
	H27	3,218	915	28.4%
	H28	3,358	975	29.0%
	H29	3,494	1,026	29.4%
	H30	3,610	1,051	29.1%
	R元	3,649	1,082	29.7%
計	H26	8,948	2,160	24.1%
	H27	9,065	2,257	24.9%
	H28	9,419	2,341	24.9%
	H29	9,707	2,424	25.0%
	H30	9,822	2,394	24.4%
	R元	9,879	2,432	24.6%

組合員の4人に1人は公共工事に携わっている  
(1日も含む)

## 2. 公共工事をした方は1日の単価は上がりましたか？

		上がった	下がった	変わらず	備考
① 事業主	H26	29 (6%)	59(12%)	400(82%)	
	H27	75 (14%)	32(6%)	445(80%)	
	H28	68 (14%)	27(5%)	398(81%)	
	H29	52 (10%)	25(5%)	454(85%)	
	H30	58 (11%)	30(6%)	419(83%)	
	R元	60 (12%)	18(4%)	427(84%)	

		上がった	下がった	変わらず	備考
② 一人親方	H26	22 (3%)	93(14%)	562(83%)	
	H27	38 (5%)	70(9%)	656(86%)	
	H28	51 (6%)	54(7%)	699(87%)	
	H29	34 (4%)	29(4%)	751(92%)	
	H30	36 (5%)	26(3%)	695(92%)	
	R元	37(5%)	23(3%)	696(92%)	

		上がった	下がった	変わらず	備考
③ 事業主	H26	32 (4%)	33(4%)	783(92%)	
	H27	66 (8%)	17(2%)	785(90%)	
	H28	83 (9%)	31(3%)	819(88%)	
	H29	77 (8%)	22(2%)	880(90%)	
	H30	105 (10%)	18(2%)	881(88%)	
	R元	119(11%)	7(1%)	909(88%)	

7年連続して公共工事設計労務単価が  
引き上がっているものの89%が変わっていないと回答

		上がった	下がった	変わらず	備考
計 (①+②+③)	H26	83 (4%)	185(9%)	1,745(87%)	
	H27	179 (8%)	119(5%)	1,886(87%)	
	H28	202 (9%)	112(5%)	1,916(86%)	
	H29	186 (8%)	76(3%)	2,085(89%)	
	H30	199 (9%)	74(3%)	1,995(88%)	
	R元	216 (9%)	48(2%)	2,032(89%)	

# 週休2日工事の拡大に向けた取り組み 国土交通省

- 平成30年度より直轄工事において、率先して、週休2日対象工事の拡大を図るとともに、必要経費の計上、工事成績評定等の制度を改善
- 地方公共団体に対しても、地域発注者協議会等の場を活用して、積極的に働きかける

## ■ 週休2日対象工事の拡大

災害復旧や維持工事、工期等に制約がある工事を除く工事において、週休2日対象工事の適用を拡大

週休2日対象工事の実施件数

	H28年度	H29年度	H30年度
公告件数（取組件数）	824(165)	3,841(1,106)	適用拡大

## ■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

週休2日の実施に伴い、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上

補正係数（土木工事の場合）

	平成29年度 4週8休以上
労務費	-
機械経費（賃料）	-
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.04

※ 建築工事は、労務費の補正のみ

	平成30年度		
	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05

※ 元下問わず参加しているすべての企業で適正な価格での下請契約、賃金引上げの取組が浸透するよう、発注部局と建設業所管部局で連携

## ■ 工事成績評定による加点

工事成績評定において、4週8休を実施した工事について、「工程管理」として評価



# 「週休2日モデル工事(受注者希望型)」の対象拡大について

～ お知らせ ～

平成31年4月  
山口県

「週休2日モデル工事」について、下記のとおり対象を拡大しましたのでお知らせします。

## 記

### 1. 運用開始

平成31年4月1日以降入札公告又は指名通知を行う工事から適用

### 2. 対象工事【拡大】

原則、土木一式工事として発注する全ての工事とする。

ただし、災害復旧工事を除き、施工時期及び現場条件(濁水期施工、交通規制等)に制約がない工事とする

### 3. 「週休2日」の定義

工期内において、原則、土曜日、日曜日を現場の休工日として現場閉所し、現場での作業を一切行わない。(やむを得ない場合、平日へ振替可)

### 4. 実施方法

(1) 契約後、受注者の希望により「週休2日」を実施する「受注者希望型」とする。

(2) 発注者は、対象工事の工期を標準工期試算式及び積上げ方式により算定し、現場説明書に週休2日モデル工事の対象工事であることを明記し発注する。

(3) 受注者は、契約後速やかに「週休2日」の実施希望の有無について、発注者に書面で協議する。「週休2日」の実施を希望する場合は、契約後、工事着手前までに週休2日の実施に必要なとなる工期について発注者に協議し、工期延伸が必要となる場合は、変更契約を行う。

### 5. 確認方法

受注者から休工日の取得状況を示した実施工程表の提出を受け、「週休2日」の実施状況を確認する。

### 6. 評価方法

(1) 週休2日の達成が確認された場合は、精算時に、所要の経費補正を行った上で変更契約する。

([補正係数]労務費:1.05、機械経費(賃料):1.04、共通仮設費率:1.04、現場管理費率:1.05)

(2) また、この場合、工事成績評定においては、工程管理Aの「休日の確保を行っている。」を評価する  
なお、達成できなかった場合であっても、減点は行わない。

※ 上記以外については、別添の「週休2日モデル工事」の実施要領に基づくこと

令和2年2月1日

山陽小野田市議会  
議長 小野 泰 様

山陽小野田市小野田 3929 C-202  
樋口 晋也

杉本保喜議員の政治倫理規定違反事件に関わる陳情書

陳情主文

- 1、杉本保喜議員は政治倫理条例違反に基づく説明責任を果たさなければならない。  
そのためには杉本議員本人に対し議会としてその履行を求めること。
- 2、上記によって実行されない場合は、議会が主導してその場を設け、杉本議員にその責任を果たすことを求めること。
- 3、杉本議員の「のど元過ぎれば・・・」と見える言動は問題である。議会として杉本議員に何らかの処分がなされるべきである。

陳情理由

2018年に開催された政治倫理審査会において杉本議員は「係争中の為、発言は控えたい」等の発言をしていた。その翌年の2019年春、杉本議員の選挙に関わる係争中の裁判が結審した。それから約8ヶ月も経った12月議会本会議冒頭に前回の発言が謝罪としての体をなしていなかったことを杉本議員自ら自覚していたためであろう、条例違反についての謝罪があった。しかしながらその場において説明責任は全くと言っていいほど果たされていない。上記に述べた政治倫理審査会での係争が終結したら説明責任を果たすとの約束はどうなったのであろうか。その1つ1つについて説明する責任が杉本議員にはある。

昨年12月議会での杉本議員の発言は議事録にて確認できるが、その中には本件事件のきっかけとなった「当選祝賀会」と呼ばれる会合についての説明がまともになされていないことは明らかであり、8ヶ月間放置されていた結果がこのように中途半端な形というのは、議員という公職にありながら甚だ遺憾である。

よって、杉本議員自ら説明責任を果たさない場合は議会主導で「説明責任を果たす会（仮称）」を開催すべきである。

杉本議員に関わる裁判が終結し間もなく1年を迎えようとしている。政治倫理審査会解散後は杉本議員の説明責任について監視すべき立場にあった議会運営委員会が放置していた責任は免れない。本件事件は杉本保喜議員個人から派生した問題ではあるが、市民の議会に対する信頼を失墜させないために議会として何らかのペナルティを杉本議員に課すことが必要である。

以上

